

分別収集計画

(第11期計画)

令和7年6月

佐賀県唐津市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市の人口は年々減少で推移する一方で、ごみ総排出量は概ね横ばいで推移しているため、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向となっている。また、ごみ処理総量中に占めている再資源化の割合も伸び悩みを見せている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・家庭から排出段階における分別の徹底、排出量の抑制
- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・自然との調和を目指した、快適な生活基盤の整備

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、紙製容器包装については、雑誌類（段ボール、紙パック、新聞・チラシ以外）と併せて混合収集し、雑誌類として再商品化に取り組むものとする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

項目	年度 令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
容器包装廃棄物	8,263 t	8,141 t	8,020 t	7,902 t	7,785 t
製品プラスチック	224 t	220 t	217 t	214 t	211 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・買い物袋の持参の推進

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参運動の普及啓発。

- ・分別収集、資源物回収支援

市民団体による分別収集・資源物回収において、団体への奨励金の交付及び資源物回収業者への支援等を行うことにより、ごみ減量化・リサイクル事業の安定化を図る。

（資源物回収団体への奨励金）

- ・その他の排出抑制方策

「分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分け方・出し方」等のパンフレットを作成・配付、「環境だより」のホームページ公開をし、分別収集の周知徹底、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	<ul style="list-style-type: none"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）※	紙類
主として段ボール製の容器包装	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの※	紙類（雑誌）
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> 白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

※ 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの、いわゆる「他の紙製容器包装」については、雑誌類（紙パック、段ボール、新聞・チラシ以外）と混合収集し、資源化を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（第8条第2項第4号）

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
主としてスチール 製の容器	60.2t	59.3t	58.4t	57.5t	56.7t
主としてアルミ 製の容器	124.5t	122.6t	120.8t	119.0t	117.3t
無色のガラス製容 器	(合計) 54.6t 54.6t 0t	(合計) 53.8t 53.8t 0t	(合計) 53.0t 53.0t 0t	(合計) 52.2t 52.2t 0t	(合計) 51.4t 51.4t 0t
茶色のガラス製容 器	(合計) 166.7t 166.7t 0t	(合計) 164.3t 164.3t 0t	(合計) 161.8t 161.8t 0t	(合計) 159.4t 159.4t 0t	(合計) 157.1t 157.1t 0t
その他のガラス製 容器	(合計) 106.9t 106.9t 0t	(合計) 105.3t 105.3t 0t	(合計) 103.8t 103.8t 0t	(合計) 102.2t 102.2t 0t	(合計) 100.7t 100.7t 0t
主として紙製の容 器であって飲料を 充てんするための もの（原材料として アルミニウムが利 用されているもの を除く。）	0.1t	0.1t	0.1t	0.1t	0.1t
主として段ボール 製の容器	199.9t	196.9t	194.0t	191.1t	188.3t
主として紙製の容 器包装であって上 記以外のもの※	(合計) 260.4t 0t 260.4t	(合計) 256.5t 0t 256.5t	(合計) 252.7t 0t 252.7t	(合計) 249.0t 0t 249.0t	(合計) 245.3t 0t 245.3t
主としてポリエチ レンテレフタレー ト（PET）製の容器 であって飲料、しょ うゆその他主務大 臣が定める商品を 充てんするための もの	(合計) 213.7t 213.7t 0t	(合計) 210.6t 210.6t 0t	(合計) 207.5t 207.5t 0t	(合計) 204.4t 204.4t 0t	(合計) 201.4t 201.4t 0t
主としてプラスチ ック製の容器包装 であって上記以外 のもの	(合計) 0t 0t 0t	(合計) 0t 0t 0t	(合計) 632.8t 632.8t 0t	(合計) 623.4t 623.4t 0t	(合計) 614.2t 614.2t 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t 0t 0t	(合計) 0t 0t 0t	(合計) t t t	(合計) t t t	(合計) t t t
製品プラスチック (プラスチック資 源循環法に基づく 分別対象物)	(合計) 0t 0t	(合計) 0t 0t	(合計) 79.1t 79.1t	(合計) 77.9t 77.9t	(合計) 76.8t 76.8t

※混合収集分・・・古紙中の雑誌類

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 令和6年度の収集実績量×人口変動率※

※人口変動率

過去10年間の実績は減少傾向にあり、令和6年度人口数を踏まえて、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
111,502人 (対前年度比) —— %	109,852人 (対前年度比) 98.52%	108,226人 (対前年度比) 98.52%	106,624人 (対前年度比) 98.52%	105,046人 (対前年度比) 98.52%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製容器	かん類	市による定期回 収・市民団体によ る集団回収	唐津市清掃セ ンター・民間業 者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期回収	唐津市 清掃センター
	茶色のガラス製容器			
	その他の ガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙類	市による定期回 収・市民団体によ る集団回収	民間業者
	段ボール			
	その他の紙製容器包装 ※雑誌類と混合収集	紙類（雑誌）	市による定期回 収・市民団体によ る集団回収	民間業者
プラ スチ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回 収及びスーパー店頭 拠点回収	民間業者
	白色トレイ	プラスチック	検討中	検討中
	主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記以外のもの			
	製品プラスチック（プ ラスチック資源循環法 に基づく分別対象物）			

※混合収集分…古紙中の雑誌類

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、かん類（スチール製容器・アルミ製容器）、びん類（ガラス製容器…無色・茶色・その他）については、唐津市清掃センターで選別、圧縮・保管を行う。紙類（飲料用紙製容器・段ボール）、ペットボトルについては、民間業者で選別、圧縮・保管を行う。

また、プラスチック製容器包装の分別収集の実施を見据え、新たな機器の整備を行うか検討をする。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、能力、数量等）
排出	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両準備
選別・保管	唐津市清掃センター	選別、圧縮 金属圧縮機（48t/5h）

分別収集の用に供する施設の整備計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん類	袋	パッカー車 平ボディ車	唐津市清掃センター（圧縮、保管施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	パッカー車 平ボディ車	唐津市清掃センター（保管施設）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類	ひもで束ねる	パッカー車 平ボディ車	民間業者に引き渡し
段ボール				
その他の紙製容器包装※	紙類（雑誌）	ひもで束ねる	パッカー車 平ボディ車	民間業者に引き渡し
ペットボトル	ペットボトル	エコバッグ	パッカー車	民間業者に引き渡し
上記を除くプラスチック	プラスチック	袋	パッカー車	検討中

※混合収集分…古紙中の雑誌類

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所や回収容器等の貸与など支援を行い、ごみ分別意識の高揚とごみ減量化を推進する。